

東京大学大学院工学系研究科附属キャンパス・マネジメント研究センター規則

(令和 3 年 2 月 1 8 日 制 定)

(令和 8 年 3 月 5 日 一部改正)

(令和 8 年 7 月 9 日 一部改正)

(設置)

第 1 条 東京大学大学院工学系研究科（以下「工学系研究科」という。）にキャンパス・マネジメント研究センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 センターは、工学系研究科附属教育研究施設として、キャンパス・マネジメントに関する教育研究を行うことを目的とする。

(センター長)

第 3 条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、工学系研究科の専任教授のうちから研究科長が推薦し、工学系研究科教授会の議を経て、決定する。

3 センター長は、センターの管理及び運営を総括する。

4 センター長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 センター長に事故があるときは、センター長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(運営委員会)

第 4 条 センターに、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、センターの運営に関する重要事項を審議する。

3 運営委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

4 委員長は、センター長をもって充てる。

5 委員は、次の各号に掲げる者に研究科長が委嘱する。

(1) 副研究科長 1 名

(2) センター専任の教授又は准教授 若干名

(3) 工学系研究科内の関連する専攻等の教授又は准教授 若干名

(4) 学内の専任の教授又は准教授 若干名

(5) その他センター長が必要と認めた本学教職員 若干名

6 前項第 3 号から第 5 号までの委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務)

第 5 条 センターの事務の処理については、別に定める。

(設置期限)

第 6 条 センターは、令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで置かれるものとする。

(補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営その他の必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行後最初に任命されるセンター長の任期は、第 4 条第 4 項本文の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 8 年 7 月 9 日から施行する。